

お客様各位

平成25年5月1日

青葉や若葉が目にしみる、すがすがしい季節になりました。皆様方におかれましては、いかがお過ごしでしょうか。

今月は下記の3点をまとめました。

1. 平成25年度税制改正の活用
2. 人事労務～4月からの法改正への対策
3. 今月の事務

1. 平成25年度税制改正の活用

今回の税制改正で新設されたものとして、「中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却または税額控除」があります。

これは、商業、サービス業などを営む中小企業者の設備投資を応援する特別措置として、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に規定されている「認定経営革新等支援機関」による経営改善に関する指導および助言に基づいて、経営改善のために一定の器具備品および建物附属設備を取得し、事業の用に供したときに、その取得価額の30%の特別償却とその取得価額の7%の税額控除との選択適用ができます。

例えば、新しい商品を販売するために陳列棚を購入する、レジスターを入れ替える、古くなった看板など店の外装をきれいにするなどの簡易な設備投資が対象とされ、金額基準として器具備品は1台の取得価額が30万円以上のもの、建物附属設備は、一の建物附属設備の取得価額が60万円以上のものが対象とされています。

対象期間は平成25年4月1日から平成27年3月31日までの期間内に、当該設備を取得（または製作もしくは建設）して、これを指定事業の用に供した日を含む事業年度です。

ご注意頂きたいのは、必ず「認定経営革新等支援機関」による経営の改善に関する指導および助言を受ける必要があることです。

ちなみに、弊事務所は「認定経営革新等支援機関」ですので、お気軽にご相談下さい。

2. 人事労務～4月からの法改正への対策

今年度から障害者雇用納付金の法定雇用率が上げられます。

障害者雇用納付金制度は、常用雇用者が201人以上、かつ障害者の法定雇用率が従来は1.8%であったものが、平成25年4月より2.0%に達していない事業主に適用されます。

対象事業主は、法定雇用者数の未達成1人について、月5万円（減額特例により常用雇用者201人以上300人以下の事業主は4万円）の障害者雇用納付金を納めなければなりません。

4月から翌年3月までの月初の状況に基づき、各月の金額を積算したものが年間の納付額です。納付金の申告・納付期限は5月15日です。

逆に、法定雇用率を達成している常用雇用者201人以上の事業主には、障害者雇用調整金が支給され、法定雇用者数の超過1人につき月2万7,000円です。また、常用雇用者が200人以下で一定数以上の障害者を雇用している事業主には、報奨金が支給される制度があります。

ちなみに平成27年4月以降は、常用雇用者101人以上の事業主にまで障害者雇用納付金・調整金の対象が拡大されることにご留意ください。

3. 今月の事務

今月は地方税の新年度に伴う納付が始まります。

① 個人住民税の特別徴収の準備

個人住民税の特別徴収が開始される6月に備えて、各社員の住所地の市区町村から納税通知書が送られてきたら、徴収額を給与台帳や給与計算表に転記しておくとともに、1部を社員本人に交付します。

月割の徴収額は、6月～翌年5月までの12か月間の均等額（端数額は6月で調整）となります。

② 固定資産税（都市計画税）全納、第1期分の納付

各市町村から送られてくる納税通知書をチェックしたうえで、固定資産税（都市計画税）を全納するか、第1期分を納付するかを決定しましょう。

なお、土地に係る固定資産税は、評価額の見直しが毎年できるようになっているため、納付時期、価格修正通知などの扱いが市町村によって異なることがあります。関係する市町村の対応について確認しておきましょう。

③ 自動車税・軽自動車税の納付

自動車税・軽自動車税は、4月1日現在の自動車・軽自動車の所有者に対して課される地方税です。

そのため、4月2日以降に所有していた自動車や軽自動車を売却した場合でも、納税通知書は4月1日現在の所有者に送付されてきます。

都道府県（自動車税の場合）や市区町村（軽自動車税の場合）から送られてくる納税通知書に従って、期限までに納付しましょう。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

坂田公認会計士事務所

〒669-1544 三田市武庫が丘8-14-1

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 079-506-0686 FAX 079-563-9128

E-Mail sakatacpa@leto.eonet.ne.jp HP <http://www.sakata-office.biz/>